

公布された条例のあらまし

○佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例（条例第3号）

- 1 行政職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が4級又は5級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、同表の額に6,000円をそれぞれ加算した額とすることとした。（別表第1関係）
- 2 研究職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が3級又は4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、同表の額に6,000円をそれぞれ加算した額とすることとした。（別表第3関係）
- 3 等級別基準職務表で定める職務の級及び標準的な職務の対応関係を改めることとした。（別表第5及び別表第7関係）
- 4 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。
- 5 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（条例第4号）

- 1 特別職の常勤職員の期末手当に関する在職期間の計算方法を改めることとした。（第3条関係）
- 2 国家公務員等が、人事交流等により引き続き特別職の常勤職員となった場合は、当該国家公務員等として在職した期間は、期末手当額の算定に係る在職期間に算入することとした。（第3条関係）
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 4 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（令和2年佐賀県条例第41号）について所要の改正を行うこととした。

○佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例（条例第5号）

- 1 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者に対して支給する特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬の額及びその支給対象について、一般職の職員が受ける手当の例により難しい場合は、任命権者が別に定めることとした。（第2条関係）
- 2 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者に対して支給する地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び宿日直手当の額及びその支給対象について、一般職の職員の例により難しい場合は、任命権者が別に定めることとした。（第3条関係）
- 3 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

○佐賀県手数料条例の一部を改正する条例（条例第6号）

- 1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正に伴い、地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定及び更新並びに認定証の書換え交付及び再交付に係る事務の手数料の額を定めることとした。（別表第1関係）
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴い、引用条項の改正を行うこととした。（別表第1関係）
- 3 この条例は、令和3年8月1日から施行することとした。ただし、2については令和3年4月1日から、4については令和3年6月1日から施行することとした。
- 4 改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定の

申請が同法の改正前に行われたときの手数料の徴収について定めることとした。

○佐賀県ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する条例（条例第7号）

- 1 地域再生法第13条の2に規定する寄附があった場合において、あらかじめ寄附者が指定した事業に必要な経費の財源に充てるときには、予算の定めるところにより、その一部を処分することができることとした。（第6条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第8号）

- 1 農地法に基づく事務の一部を吉野ヶ里町、基山町及び上峰町が処理することとした。（第2条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。ただし、2については、公布の日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

○住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（条例第9号）

- 1 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等の所有者等の生存の事実等の確認の事務について、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用することができることとした。（別表第1関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（条例第10号）

- 1 食品衛生法の改正に伴い、引用条項の改正を行うこととした。（第10条関係）
- 2 この条例は、令和3年6月1日から施行することとした。

○佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例（条例第11号）

- 1 非常災害時における緊急の防災業務に従事した場合に支給する教員特殊業務手当の額を改定することとした。（第8条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県立学校職員及び佐賀県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例（条例第12号）

- 1 県立学校職員の定数を3,137人に減員し、及び市町立学校県費負担教職員の定数を5,944人に増員することとした。（第3条関係）
- 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

○佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（条例第13号）

- 1 行政職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が4級又は5級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、同表の額に6,000円をそれぞれ加算した額とすることとした。（別表第3関係）
- 2 等級別基準職務表で定める職務の級及び標準的な職務の対応関係を改めることとした。（別表第7関係）
- 3 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

○特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（条例第 14 号）

- 1 特定非営利活動促進法の改正に伴い、引用条項の改正を行うこととした。（第 2 条及び第 16 条関係）
- 2 この条例は、令和 3 年 6 月 9 日から施行することとした。

○佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例の一部を改正する条例（条例第 15 号）

- 1 食品衛生法及び食品表示法の改正に伴い、自主回収の報告の対象となる食品等を改めることとした。（第 23 条関係）
- 2 この条例は、令和 3 年 6 月 1 日から施行することとした。

○佐賀県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第 16 号）

- 1 令和 3 年度から令和 5 年度までの間に限り、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第 12 条第 1 項第 1 号に規定する条例で定める割合を 0 とすることとした。（附則第 4 項関係）
- 2 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとした。

○佐賀県食肉衛生検査所設置条例の一部を改正する条例（条例第 17 号）

- 1 県産畜産物を輸出するための検査体制を整備することに伴い、畜産物に係る輸出証明に関する事務を食肉衛生検査所の所掌事務とすることとした。（第 1 条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県安心こども基金条例の一部を改正する条例（条例第 18 号）

- 1 佐賀県安心こども基金の設置期限を、令和 6 年 6 月 30 日まで延長することとした。（附則第 2 項関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県地域産業支援センター条例の一部を改正する条例（条例第 19 号）

- 1 佐賀県地域産業支援センターの名称を佐賀県産業イノベーションセンター（以下「センター」という。）に改めることとした。（題名及び第 1 条～第 4 条関係）
- 2 センターの設置目的を改めることとした。（第 1 条関係）
- 3 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとした。

○佐賀県新エネルギー・省エネルギー促進条例の一部を改正する条例（条例第 20 号）

- 1 条例の題名を佐賀県再生可能エネルギー利用等促進条例に改めることとした。（題名関係）
- 2 次の事項について、近年におけるエネルギー情勢に対応したものに改めることとした。
 - (1) 前文及び目的（前文及び第 1 条関係）
 - (2) 用語の定義（第 2 条関係）
 - (3) 基本方針（第 8 条関係）
- 3 基本計画の推進状況の公表を 3 年ごとから 4 年ごとに改めることとした。（第 9 条関係）

- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 6 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県蜜蜂転飼条例及び佐賀県子牛子馬取引条例の一部を改正する条例（条例第21号）

- 1 県に対し提出される文書及び県が発出する文書において、押印の取扱いを見直すこととした。
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。